

東御市介護保険運営協議会 委員名簿 (任期:R3.4.1 ~ R6.3.31)

(敬称略)

区分	氏名	団体等	備考
学識経験者	村山 弘子	市議会議員	令和5年4月1日～
	柳澤 ひろ子	民生児童委員協議会	副会長 (祢津地区) 令和5年4月1日～
	星山 直基	医人会	ほしやま内科 令和5年4月1日～
	横山 好範	東御市社会福祉協議会	会長
	田中 美恵子	上田広域連合介護相談員	
	塩崎 和男	上田広域連合介護相談員	
	橘 淑子	健康づくり推進委員会	令和5年4月1日～
事業所	青木 豊英	介護保険(施設)事業所	社会福祉法人みまき福祉会 ケアポートみまき 令和5年4月1日～
	原澤 敦子	介護保険(居宅)事業所	社団法人長野県看護協会 訪問看護ステーションしらかば
	宇田川 美弥子	介護保険(居宅)事業所	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンターとうみ
	森野 洋平	介護保険(居宅支援)事業所	医療法人緑風会 ハーモニック東部
被保険者	唐澤 光章	シニアクラブ連合会	
	三縄 雅枝	女性団体連絡協議会	
	大谷 美知子	在宅介護者	
	柳沢 宗一	在宅介護者	

事務局職員

〒389-0502 東御市鞍掛197 TEL75-5090

役職	氏名	担当
健康福祉部長	井出 政之	福祉事務所長
福祉課長	小林 裕次	福祉事務所次長
高齢者係長	渡邊 亮太	介護保険(全般)
高齢者係	堀 茜	介護保険(資格管理・保険料)
〃	小暮 絵里子	介護保険(給付管理)
〃	堀口 海	介護保険(介護認定)
地域包括支援係長	渡邊 恵美子	地域包括支援(全般)
地域包括支援係	早坂 美智代	地域ケア会議、ケアマネ支援(主任介護支援専門員)
〃	笹井 涼子	地域包括ケアシステム、介護予防(保健師)
〃	青木 朋子	認知症施策(社会福祉士)
〃	奈良 静	生活支援体制整備、権利擁護(社会福祉士)
〃	尾崎 悟史	高齢者虐待、入所措置(主任介護支援専門員)

○東御市介護保険条例（抜粋）

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 117 号

（市が行う介護保険）

第 1 条 市が行う介護保険については、法令に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

～略～

（東御市介護保険運営協議会）

第 11 条 市の介護保険事業の運営に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、東御市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織及び任期）

第 12 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、被保険者、事業者（指定居宅サービス、指定居宅介護支援又は指定施設サービスを行う者をいう。）及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 14 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

～略～

○東御市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日

告示第35号

改正 平成21年3月27日告示第37号

(設置)

第1条 東御市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、東御市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 運営協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会は、東御市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日告示第37号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○東御市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第36号

改正 平成21年3月27日告示第38号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を図るため、東御市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 運営委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関すること。
- (4) その他地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、東御市介護保険運営協議会(以下「介護保険運営協議会」という。)の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、介護保険運営協議会の委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第38号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。